

京都市上下水道局南部拠点整備事業に係る配慮書案に対する
京都市環境影響評価審査会委員からの主な意見

平成30年11月7日に開催した平成30年度第4回京都市環境影響評価審査会での意見を下表に取りまとめた。

		第4回審査会での主な意見	答申に向けたとりまとめの方向性	答申案
全般的事項	環境要素	(特になし)	答申に盛り込むべき意見は特になし。	
	複数案	(特になし)	答申に盛り込むべき意見は特になし。	
	その他	「大気質・騒音・振動」の評価結果について、3案とも同程度であるため「-」となっているが、同程度に「○」か、同程度に「×」であるか示さなくてよいのか。	「大気質・騒音・振動」の環境要素について、複数案の評価結果が示されていないため、評価結果を示し、総合評価を行う旨、答申に記載する。	1 計画段階環境配慮の対象として抽出した大気質・騒音・振動の環境要素については、複数案の評価結果を示したうえで、総合評価を行うこと
		(特になし)	配慮書案の内容に検討を加えて、配慮書を作成し、それに記載された環境配慮方針及び内容に基づき事業を実施する旨、答申に記載する。	4 本答申を踏まえた市長意見に基づき、配慮書案の内容に検討を加え、配慮書を作成するとともに、配慮書に記載された環境配慮方針及び内容に従って事業を進めること

	第4回審査会での主な意見	答申に向けたとりまとめの方向性	答申案
大気質	既存施設のアスベストの使用の有無を十分調査する必要がある。	配慮書案に記載された環境配慮方針の内容に加え、具体的な調査方法を追記し、大気汚染防止法等に基づき適正に対応させる旨、答申に記載する。	2 既存建築物の解体に当たっては、アスベストの使用の有無について、大気汚染防止法等に基づき、十分な事前調査を行い、アスベストが認められた場合は、適切に対応すること
騒音	活動スペースが複数案により違うため、周囲に対する影響に差があるのではないか。	活動スペースに関する複数案による違いについて、予測結果と評価理由の記述はあるが、評価結果が示されていないので、評価結果を示す旨、答申に記載する。	(再掲) 1 計画段階環境配慮の対象として抽出した大気質・騒音・振動の環境要素については、複数案の評価結果を示したうえで、総合評価を行うこと
土壌	過去に PCB を使用していた可能性があるとの話であったが、土壌汚染調査を行うのか。	事業者は、土壌への対応について、一定の表明をしているが、計画地の土地利用履歴等から土壌汚染が生じている可能性があるため、土壌汚染対策法に基づく調査及び対策について、万全を期すよう答申に記載する。	3 土壌汚染調査及び対策について、土壌汚染対策法に基づき万全を期すこと